

## 労災申請における各関係者時系列まとめ

休業補償内容は二人でまとめて、提出様に小木曾が提出すると言ってその内容は見せてもらっていない。小木曾自身で内容を若干書き換える旨は書かれていた。

松田さんから連絡がきた場合は、労基署の言い分が正しい場合の前提条件なので伝え間違いという。

### 依頼の経緯

弁護士法人愛知総合法律事務所 社会保険労務士 小木曾裕子

東京・横浜・もしくは関西である程度依頼をこなして慣れている方に依頼したくてネットで検索し探しました。令和3年の5月頃に依頼しようと話をしていたが、日研に勤めていた時に鼠径ヘルニアの手術や、引越し等でバタバタして依頼が約1年程伸びた。労災自体が通りにくい事、手続き途中で時効を迎える可能性がある事、箱根町や小田原労基署が仕事をしない事や労基署内部に労災申請をしようとしている会社に知り合いがいる事等、色々と困難な事が多い前提で話を進めていきました。途中からレスポンス等おかしなところがあり、進捗報告等を2度ほど尋ねて、一方通行の情報のやりとりで不審に思っ、本人に対しては直接やましい事があるのか尋ね、解任しました。解任後、小木曾のやった休業補償申請等が何がどこまで進んでいるのか確認が取れない事、各役所つまり、小田原労働基準監督署の労災担当イリヤと小木曾の内容の食い違いがあり、確認をしても全く何の書類や手続きが進んでいるのか両方で教えてくれないので確認が取れない状況。

2022年8月30日 箱根町・労基署から各書類の提出を求められる

箱根町:理由書の提出。なぜ、返納を希望するのか？

小田原労基署:石黒整形外科について

社労士小木曾から書類の返却 レターパック消印 令和4年9月22日

返却書類内容:1.様式7号(内海整骨院)、2様式7号(石黒整形外科の証明がない事)、3.理由書(事業主の証明がない事)4.申立書(石黒整形外科の証明がない事)、5.理由書(治療費の返納を希望すること)6.医療期間領収書

9/21,22 箱根町に社会保険労務士小木曾の解任と愛知弁護士法人との関係を断つ事を伝える。理由としては何らかの理由で業務遂行が不可能となった為。

9/23 箱根町に対して、内容が確認できないので、申請自体を止めてほしいと伝える。小田原労働基準監督署にも直通メール等で伝えて欲しいということを伝えた。

9/26 週明けの月曜日に小田原労働基準監督署の担当者に連絡。ろくに取り合って貰えず。

## 労災申請における各関係者時系列まとめ

9/28 水曜 たまたま休みができた為、小田原労働基準監督署に直接訪問。労災申請の期限を聞いても教えて貰えず。お前なんか協力するやついるのか？という色々と罵声を浴びせてくる。全部ボイスレコーダーに録音済み。事情を直接話してもろくに取合せて貰えず、休業補償の申請は出ているが、書類が足りず、請求書を出して貰わないと言っていた。

何の書類が提出されているかろくに教えてくれなかった。

社会保険労務士の小木曾は休業補償の申請は終わって結果待ちという事でメール連絡を受けていた。ここで、小田原労働基準監督署の担当者イリヤ氏と小木曾の言っている事の内容の辻褄が合わないことに気がつく。労災申請はこれからとの事。労基署の対応があまりにもありえないと思い、かなりの不信感を持った。

療養補償給付にかかる発症経過申立書を記載してくる事、強羅花壇以前の保険の種類と番号、連絡先等を調べてくる事、保険の照会等を行う為の同意書の記載を求められる。

10/05頃 小田原労働基準監督署の労災担当イリヤに協力者の名前を教えてスケジュール調整にて先に業務内容の証明をしようと試みるも、イリヤ氏にできないと言われて断られる。

10/10頃 イリヤ氏に調べて分かった限りの保険の番号とクレーム等を記載して送付した。先日の対応がかなり不愉快だった事、今度やったら、名指して上申する事、責任を問おうと思っている事、弁護士に相談するのに労災の期限(法的にいつなのか?)等を記載した上で文書での回答を求めた。10月30日の今現在回答がない。

10/17 箱根町役場の健康保険課に小木曾の提出書類に不備がある為、行政文書として成立しない為、書類を見せてもらう事に。休業補償に関しては町は関係ない事を知る。担当された方はタシロさん。男性の方。以前の女性の方と担当が変わった様で、労災申請についてはあまり詳しくないとの事。

10/19 日付等うる覚え 以下の場所に連絡して書き方を教わり行政文書開示請求を行う。

神奈川県労働局 総務部 総務課(情報開示担当)

TEL 045-211-7349(直通)

〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

10/19 小田原労働基準監督署のイリヤから3件ほど留守電に同じ内容の電話。労災請求について私の過重労働の証明ができる方の同僚の方の連絡先を教えて欲しいと連続して電話。私の話を聞いてからじゃないとできないと言って言っていたのに何で急に連絡を灯籠としているのか不審に思う。

10/20 先日の労働基準監督署の電話に出れなかった為、折り返し電話。石関さんという前リーダーの方を話をするという事で、スケジュール調整を行う。その後、24日月曜日に日程を確定13時から14時で業務内容について話をするという事になる。

10/22 東京食品販売国民健康保険組合から書類の提出を求められる。翌日含めて計4回程連絡をして、1回目で小田原労働基準監督署の照会で医療記録を見るだけなのに何で必要なんですか？と尋ねたら、傷病届け等の内容をふまえてレポートを作成して小田原労働基準監督署に提出すると回答。2回目にこの書類(事故発生状況や傷病届け)は小田原労働基準監督署が必要だからですか？提出する必要あるんですか？と担当服部という方に尋ねる。それは、それは

## 労災申請における各関係者時系列まとめ

労基が決める事と言った。3回目念押しで東京食品販売国民健康保険組合が必要だからという事でいいんですね？と確認。傷病届けや事故状況発生書類に関してはあらかじめ小木曾と作成してあった申立書を仮書類として添付した。また、少し前にイリヤに強羅花壇以前の国民健康保険に関してクレームを入れて、今まで聞き取り調査等できないと行っていたのに急にやり始めたり、行動がおかしく、行政文書開示請求をかけている為に申立書等は絶対に見せない様に伝えた。小田原労働基準監督署に労災申請はまだ出していなかった為、イリヤに内容を見せられ、勝手に申請を進められ、文書偽造等で適当に処理を行いなかった事にされるのを防ぐ為。また、この時点でもイリヤ氏に文書での回答を求めたが回答がない。

10/23 東京食品販売国民健康保険組合の服部さんに書類を受理した旨と東京食品販売国民健康保険組合の方で書類が必要だったとの書面を寄越す様に依頼。11月30日現在来ていない。

10/31 留守電にて小田原労働基準監督署のイリヤ氏から、請求した労災申請について話がしたいと言ってきた。(労災申請自体、請求を出していないし正式に書面で回答を求めているのにいきなり電話してきた。)

11/2 留守電にて私が提出した書面の一部を言って正式な回答も無いまま、手続きを進めている。小木曾が出したのは休業補償申請が提出済みで結果待ちと伝えているはずだが、話が通じない。担当者に書面での回答を求めているが未だに回答なし。

11/7 行政文書開示請求の決定通知書が届く。部分開示との事。資料閲覧後でも全開時に出来るため、部分開示で確認後、資料

11/13 小田原労働基準監督署へ書類送付

- ・種類は依頼書5枚組を一つ
- ・傷病届けの提出について
- ・2022年9月21日 18:07分の小木曾のメール 結果待ちと言っている事